

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

〔1〕 街なか居住の推進の必要性

【現状の分析と必要性】

本市の中心市街地人口は0～14歳の若年層や20～30代前半、50代を中心に増加傾向である。また、立命館大学の情報理工学部・情報理工学研究科及び映像学部・映像研究科移転に伴う学生層の増加や、最近の社会背景として、郊外に居住する高齢者を中心に利便性の高い中心部への回帰志向が高まっていることなどから、近年では企業社宅跡地等が分譲マンションに転換され、高齢者やファミリー層が中心市街地に居住する動きも一定見られる。市民アンケートにおいては、現在の中心市街地の印象として居住環境（住みごころ）が「充実」と回答した人が47.0%と概ね良い評価を受けているものの、一方で市内外から人が訪れる魅力は「少ない」と回答した人が49.5%と最も多く、現在の中心市街地の弱みであると考えられる。

以上を踏まえ、中心市街地において居住環境の向上を図るためには、中心市街地に魅力的な空間の創出が必要と考えられることから、目標の達成に必要な事業を街なか居住の推進のための事業として基本計画に位置付ける。

【フォローアップの考え方】

基本計画に位置づけた事業について、毎年度末に進捗状況を調査し、改善措置及び効果の実証を行う。

〔２〕 具体的事業の内容

（１） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（２） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（２） ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（３） 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（４） 国の支援がないその他の事業

【事業名】 多世代近居・同居支援事業

【事業実施時期】	平成 29 年度～		
【実施主体】	茨木市（居住政策課）		
【事業内容】	親世帯と子世帯のいずれかが近居・同居するために市内に転入し、住宅を取得または持ち家をリフォームする費用の一部を補助する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	多世代が支えあって近居・同居することにより、子育てや介護などの各世代が抱える不安軽減が図られ、本市への定住人口の増加につながることで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 いばらき健康マイレージ事業

【事業実施時期】	令和４年度～令和７年度		
【実施主体】	大阪府 / 茨木市（健康づくり課）		
【事業内容】	大阪府の「おおさか健活マイレージ アスマイル」をベースとして、本市の独自オプション機能を加えた「いばらき健康マイレージ事業」を実施。 アプリ上で、ウォークラリーのチェックポイントを市内任意のスポットに設置し、達成者に抽選で特典と交換が可能なポイントを付与することで、市内の魅力を再発見してもらうとともに、市民の健康活動の実践を促進する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標１　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	ウォーキングを通じた身体活動量の増加など、市民の自主的な健康行動の実践をめざすことで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】 路上喫煙防止等対策事業

【事業実施時期】	平成 21 年度～		
【実施主体】	茨木市（市民生活相談課）		
【事業内容】	道路、広場等屋外の公共の場所での路上喫煙を防止する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1　歩いて楽しい徒歩圏の実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量		
【活性化に資する理由】	路上喫煙の防止について、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、市民等の安全及び健康的な生活環境を確保することで、平日昼間の歩行者通行量の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			

【事業名】暮らしの中で文化芸術にふれる機会の充実

【事業実施時期】	令和 7 年度～令和 11 年度		
【実施主体】	茨木市（文化振興課） / 茨木市文化振興財団 / おにクル指定管理者		
【事業内容】	まちなかでの文化芸術の体験機会を創出し、これまで文化芸術活動の体験・参加機会の少なかった人も、日常の暮らしの中で文化芸術にふれられる機会を充実させる。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	目標 1 歩いて楽しい徒歩圏の実現 目標 3 多様な主体が使いこなせるまちなかの実現		
【目標指標】	平日昼間の歩行者通行量 公共空間活用件数		
【活性化に資する理由】	これまで文化芸術にふれる機会の少なかった方に対して、商店街や駅等のまちなかでの展開など身近な環境で、気軽に文化芸術活動に参加できる機会・きっかけづくりを行うことで、平日昼間の歩行者通行量の増加、公共空間活用件数の増加に寄与する。		
【支援措置名】			
【支援措置実施時期】		【支援主体】	
【その他特記事項】			